

大使館からのお知らせ（パスポート（旅券）オンライン申請の開始）

令和5年3月24日
在パナマ日本国大使館

3月27日から、パスポートの発給申請手続が一部オンラインで可能となるほか、手続の一部が変更になります。オンライン申請については、お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORR ネット）への登録情報を利用して申請を行っていただければ、その手続のための在外公館への来館が不要となります。ただし、パスポートの受け取りには、引き続き申請されたご本人が来館する必要がありますのでご注意ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>

1 オンライン申請がスタートします。

（1）日本国外居住者の皆様は、オンライン在留届（ORR ネット）へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じてパスポートのオンライン申請が可能になります。

【オンライン在留届（ORR ネット）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

【パスポート申請（海外在留邦人用）アプリ】

・ Apple Store

<https://apps.apple.com/app/%E3%83%91%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E7%94%B3%E8%AB%8B-%E6%B5%B7%E5%A4%96%E5%9C%A8%E7%95%99%E9%82%A6%E4%BA%BA%E7%94%A8/id6443712967>

・ Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mofa.passport.eap.assistant>

(2) パスポートの新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。パスポートはオンライン申請いただき、戸籍謄本は、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法で在外公館に郵送で提出することができます。

(3) パスポートの受け取りは、在外公館の窓口となります。受け取る際は、必ず現在お使いのパスポートをお持ちください。

- ・ 旅券法令改正及び旅券（パスポート）の電子申請の開始について（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003958.html

- ・ パスポートのオンライン申請の利用案内ポスター・パンフレット

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469297.pdf>

2 申請手続きが変わりました。

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です。】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。現在お使いのパスポートの余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます。)

(4) 申請書が変更になります！

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書サイト URL

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

(了)